



平成22年1月18日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 和 田 洋 一
(コード番号 9684 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 佐々木 通博
(TEL.03-5333-1144)

2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2010年1月18日開催の取締役会において発行を決議いたしました2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<u>本社債の額面金額と同額とする。</u>
(2) 転換価額	<u>2,500 円</u>
(参考)	
発行条件決定日（2010年1月18日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	<u>1,998 円</u>
ロ. アップ率 $[(\text{転換価額})/(\text{株価(終値)})-1] \times 100$	<u>25.13 %</u>

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご参考) 2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 社債の総額 | 350億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発行決議日 | 2010年1月18日 |
| (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2010年2月4日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。） |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | 2010年2月19日から2015年1月20日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。但し、①本社債を繰上償還する場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで、②買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、③債務不履行等による強制償還による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2015年1月20日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
但し、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。 |
| (5) 償還期限 | 2015年2月4日 |
| (6) 潜在株式による希薄化情報等 | 今回のファイナンスを実施することにより、2009年12月31日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は12.13%になる見込みです。 |

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。なお、当社はストックオプション及び新株予約権付社債を発行しているため、直近の発行済株式総数は、2009年12月31日現在の数字である115,370,596株として計算しております。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。